

社会全体で暴力団追放!

平成26年4月1日
港区暴力団排除条例施行

港区は、暴力団排除に関する区、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携をより一層深め、社会全体で暴力団排除活動を推進するため、港区暴力団排除条例を制定しました。
4つの基本理念に基づいて、暴力団排除活動に取り組みましょう。



基本理念

暴力団と
交際しない

暴力団を
恐れない

暴力団に
資金を
提供しない

暴力団を
利用しない



港区
Minato City